

# 学校いじめ防止基本方針

坂東市立七郷小学校

## 1 目的

- 児童の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等のいじめに関する問題を克服する。
- 「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）13条の規定に基づき、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義

- 本校の児童等が、他の児童等の行為により、心身の苦痛を感じているものをいう。  
<法的根拠>

<法第二条> この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### (2) 教職員の認識すべき事項

- ア いじめはどの子どもにも起こりうる、またいじめはどの子どもも被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に児童の行動を把握する。
- イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、児童と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止には、児童が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- エ いじめは大人が気づきにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- オ いじめの報告を受けた場合、その日のうちに関係する児童、保護者に事実関係を伝え、組織的に被害児童を徹底して守り、加害児童と保護者に毅然とした態度で指導をする。

### (3) 目標

本校のいじめの防止等については、以下の5つの取組を徹底する。

- ア 未然防止
- イ 早期発見
- ウ 早期解消

- エ 関係機関との連携
- オ 教職員研修の充実

#### 4 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は次の者で構成する。
  - 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、ブロック主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他校長が必要と認める者
- (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。
- (3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。
- (4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。
  - ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
  - イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
  - ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
  - エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
  - オ いじめの相談窓口として相談を受けること。
  - カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
  - キ 児童向けの研修や情報モラル教育に関すること。
- (5) 委員会は校長が招集する。
- (6) 委員会は次の区分で招集する。
  - 月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時委員会を招集する。
- (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

#### 5 いじめ防止等に関する措置

##### (1) いじめ事案への対応の流れ

- ア いじめの事実を確認するために、情報を集める。
- イ いじめ防止等対策委員会を開催する。
- ウ 指導・支援体制を組み、加害児童、被害児童への指導と学級等の集団への指導を実施する。
- エ 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- オ 教育委員会へ報告する。
- カ いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する情報提供と支援に努める。
- キ 加害児童への再発防止指導を実施する。
- ク 再発防止のための見守り体制を充実させる。

##### (2) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動をとおして社会性を育む。

ア 授業や学級活動をとおして

- (7) 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、児童同士のコミュニケーション活動をとおして、児童の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

- (イ) 学級活動での話し合い活動や体験活動等を、児童が主体的に取り組めるように

工夫することによって、児童同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、児童が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級環境をつくりだす。

(ウ) 障害への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を児童が安心して何でも話し合える居場所にする。

イ 児童会活動、学校行事、体験学習をとおして

(ア) 環境学習を主とした体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で児童が他者のための奉仕活動等、県自然博物館の学芸員や地元ボランティア団体等の大人と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

(イ) 学校行事等を児童が自ら考え取り組めるように工夫し、児童会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどをとおして、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 教育相談や道德の時間をとおして

(ア) 日頃から担任や授業担当者が、児童と気軽に話せる関係を構築する。

(イ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば児童の訴えを傾聴する。

(ウ) 実践力を高める道德教育全体計画と道德の時間の年間指導計画の作成と改善に努める。

(エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

(オ) 必要に応じて、相談室等で個別に話を聞く時間を設ける。

エ 教育活動全体をとおして

いじめはどの児童にも起こりうるという視点で、全ての教育活動をとおして、児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、多くの職員が当該児童へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。

<いじめを受けているという兆候の例>

○遅刻・早退が多くなる。また、休みがちである。

○朝の会等で、いつもより元気がない。

○授業中の言語活動等の話し合い活動で、他の児童とあまり話さない。

○休み時間にひとりであることが多くなる。

○親しかった友達との付き合いがなくなる。

オ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。また、保護者に対しても、情報モラルの啓発を行う。

### (3) 早期発見

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を月に1回行い、いじめの早期発見に努める。

アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

イ 保護者との連携

学校での児童の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童の変化に

気付いた場合、保護者が学校に気軽に相談してもらえ関係づくりに努める。

また、保護者用のチェックシート等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

#### ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、電話やメールによる相談窓口、オンライン相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

生徒支援・いじめ対策推進のための教育相談体制
【校内】○オンライン相談窓口 ○教育相談 ○いばらき「心の健康観察」
【校外】○いじめ・体罰サポートセンター
○いばらき子ども SNS 相談 ○子どもホットライン

### (4) 早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策委員会」の「臨時会」を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめの解消に向け組織的に対応する。

#### ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

#### ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。特に、児童ポルノ関連のいじめ事案については一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。

インターネット上に児童を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等の URL を控えるとともに、書き込みのある部分をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて市教育委員会に相談し、法務局等の協力を求める。

#### オ 重大事態の調査と報告（詳細は 8）

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。市長が再調査を行う必要があると認めた場合、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

#### カ いじめの解消認定

いじめが解消されたと認めるに当たっては、行為が止んで少なくとも3ヶ月間は、いじめの被害を受けた児童と加害児童の様子を見守り、慎重に判断する。

いじめの被害を受けた児童に対して、全職員が協力して心のケアに努め、苦痛を感じていないことを確認する。

## 6 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や教育委員会においていじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等とおして、情報共有体制を構築する。

### (1) 保護者

保護者会や個別面談において、「茨城県いじめ防止基本方針」の「IV 家庭の役割」について説明するとともに協力を依頼し、連携していじめの対応等を行う関係づくりをする。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、懇談会や個別面談等での話し合いをとおして、児童の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

### (2) 地域

校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

### (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

児童相談所や警察等との適切な連携を図るためにも、平素から、学校と関係機関の担当者と連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知したりするなど、関係機関による取組と連携していく。

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・主任児童員
市要保護児童対策地域協議会	筑西児童相談所	境警察署生活安全課

### (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、児童が在籍する学校と連携して対応する。

### (5) その他

いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携してい

じめの問題に対応する。

## 7 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

### (1) 実践的研修

事例研修会を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた具体的な対処方法の共通理解を深め、技能の習得、向上を図るとともに、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種はいじめの再発を防止する。

### (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## 8 いじめの重大事態への対処

### ○ いじめの重大事態＜法第28条第1項＞

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

### (1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

### (2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

### (3) 被害者保護

いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

### (4) 加害者対応

いじめの加害児童に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

### (5) 調査結果報告

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

### (6) 市長への報告

上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。

### (7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関する支援等を行う。

加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

**(8) 同種事態の発生防止**

当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

**(9) 重大事態への対応の流れ**

- ア 速やかに教育委員会に連絡し、教育委員会の指導により適切に対処する。
- イ 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）を実施する。
- ウ いじめ防止等対策委員会を開催する。
- エ いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報提供を行う。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの境警察署生活安全課と連携する。
- カ いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに境警察署生活安全課に通報し、適切な援助を求める。
- キ 必要がある場合には市教育委員会の指導を受け、懲戒、出席停止制度を適切に運用する。
- ク 被害児童の心のケアと加害児童への再発防止指導を実施する。
- ケ いじめ防止等対策委員会の継続事案とし、見守り体制を構築する。

**9 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し**

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために、基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。なお、令7年度のいじめ防止対策委員会は、4月28日、5月29日、6月26日、7月22日、9月29日、10月30日、11月27日、12月23日、1月26日、2月26日、3月24日に行う。

# いじめ対応フローチャート

